

北陸地区における「アスファルト混合物事前審査制度」の 調査機関を公募します。

このたび、アスファルト混合物事前審査委員会では、製造者から申請されたアスファルト混合物について調査等を行う『調査機関』を下記により公募しますので、お知らせいたします。

記

1. 公募要項の交付期間
令和2年10月26日(月)～令和2年11月16日(月)
2. 公募参加申請書の受付期間
令和2年10月26日(月)～令和2年11月16日(月)
3. 事前審査委員会からの指定期間(公募選定後)
令和3年2月10日～令和7年2月9日まで

< 公共工事におけるアスファルト混合物の品質確保と合理化・省力化 >

- 北陸地区における「アスファルト混合物事前審査制度」は、公共工事発注機関、学識者及び関係機関で構成される「アスファルト混合物事前審査委員会」において、アスファルト混合物の製造に関する事前審査と認定を行い、その品質確保と品質管理業務の合理化・省力化を図る制度です。
- 北陸地区では、北陸地方整備局管内3県(新潟、富山、石川)の公共工事に使用するアスファルト混合物の事前審査を行っています。

同時発表記者クラブ

新潟県内専門紙

【問い合わせ先】

アスファルト混合物事前審査委員会事務局
(国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所)
副所長 山口 成昭
品質調査課長 原 俊彦
電話025-231-1281
(内線204、351)

アスファルト混合物事前審査制度における調査機関の指定について（公募）

次のとおり、アスファルト混合物事前審査制度における調査機関の指定に伴う参加申請書及び提案書の提出を招請します。

令和2年10月26日

（北陸地方整備局 北陸技術事務所長）

アスファルト混合物事前審査委員会 委員長 遠藤 正樹

1. 概要

（1）件名 : アスファルト混合物事前審査制度における調査機関の指定

（2）概要 : アスファルト混合物事前審査制度（以下「本制度」という。）は、国土交通省北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）の公共工事に使用するアスファルト混合物の製造に関して、その品質を確保するとともに、品質管理業務の合理化を図る事を目的とする。

本制度は、アスファルト混合物（以下「混合物」という。）の品質確認のために行う工事ごとの配合設計、室内試験等に替えて、委員会が混合物製造業者からの申請に基づき、アスファルト混合所（以下「混合所」という。）で製造する混合物の品質を事前に審査するものである。

本件は、本制度における調査機関を指定することを目的として、参加申請書及び提案書の提出を求めるものである。

2. 参加者の資格等

2-1 単体企業

- （1）予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- （2）申請書類の提出期限の日から調査機関選定の時までには、北陸地方整備局長、新潟県知事、富山県知事、石川県知事及び新潟市長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （3）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （4）混合物を製造する企業が調査機関に指定された場合には、自らが製造または資本関係・人的関係がある者が製造する混合物について調査業務をすることはできない。ただし、社団法人及び公益法人等はこの限りではない。
- （5）北陸地方整備局管内（新潟県、富山県、石川県）に業務拠点（配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
- （6）単体企業とは、各種団体等を含むものとする。

2-2 共同企業体

2-1に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。

なお、本公募に係わる共同企業体については出資比率、構成員、代表者を明示した書類（書式自由）を添付すること。選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を公募担当部署へ提出しなければならない。（未提出については指定しない）

3. 選定者の決定に関する事項等

アスファルト混合物事前審査制度調査機関公募要項（令和2年10月26日版、以下「公募要項」という。）を参照。

4. 公募要項及び申請書類の交付等

(1) 交付場所（公募担当部署）

〒950-1101

新潟県新潟市西区山田2310番地5

アスファルト混合物事前審査委員会 事務局

（国土交通省 北陸地方整備局 北陸技術事務所 品質調査課内）

電 話：025-231-8037

F A X：025-231-1283

(2) 交付方法

公募要項、参考資料及び公募参加申請書類（様式-1～6）の交付は、上記4.

(1) 公募担当部署において直接交付、F A X、電子メールにて行う。なお、電子メール、F A Xにて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書（書式自由：ただし送付先住所、電話番号、会社名、担当者名、F A X番号か電子メールアドレスを記入したもの）をF A Xにて上記4.(1)まで送付すること。

(3) 交付期間

令和2年10月26日（月）から令和2年11月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

(4) 申請書類の提出期間並びに提出場所及び方法

令和2年10月26日（月）から令和2年11月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分まで。

なお、提出方法は、4.(1)の公募担当部署へ持参、又は郵送（書留郵便等の配達記録の残るものに限る）によること。

5. その他

詳細は、公募要項による。